

# ご存じですか？ 申出制度

銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、あなた自身の周囲の人のうち、銃砲や刀剣類をもっている人が、

- ・ 人に危害を加えるおそれがある
- ・ 公共の安全を害するおそれがある
- ・ 自殺をするおそれがある

と思われるときは、公安委員会へ対し、その旨を申し出ることができる制度です。

詳しくはお近くの警察署  
生活安全担当課まで  
おたずねください。



茨城県公安委員会